**感染症　定義の説明**

「COVID-19 後遺症」以外の疾患に関しては 、「傷病名の記載（主病名に限らず、疑い病名を除く）」という同じ定義を用いています。これは、細菌性肺炎など急性期の疾患を対象にしており、これらの傷病名が、多くの場合にはこれらの感染症を治療するときに出てくるであろうと考えられることが理由です。ただし、これらの傷病名が、治癒した後にも電子カルテに残り続けていて、他の疾患で医療機関にかかった場合などには、その傷病名が残り続け、ID数の過大評価が起こり得ることには留意する必要があります。

「COVID-19 後遺症」については、主病名のみの数で定義しています。これは、COVID-19後の慢性的な状態で、この状態を特に治療している人の数を特異的に捉えることを目指したことが理由となります。一方で、主病名として登録せずとも、COVID-19の後遺症を治療している患者がいるとも考えられ、その場合には過小評価になっている場合があることに注意が必要です。